

宮津市公報

平成27年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

規 則

- 27 宮津市公印規則の一部を改正する規則 1
28 宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 1

訓 令

- 6 宮津市職員衛生管理規程の一部を改正する規程 1
7 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程 2

告 示

- 136 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務に係る
収入事務受託者の氏名の変更 2
137 宮津市議会定例会の招集 3

公 告

- 45 宮津市営住宅の入居者の公募 3
46 公示送達 4
47 平成28年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験の合格者 4
48 農用地利用集積計画の縦覧 4

教 育 委 員 会

《告 示》

- 20 宮津市教育委員会定例会の招集 4

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 34 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 4

農 業 委 員 会

《告 示》

- 13 宮津市農業委員会総会の招集 5
14 宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程 5

規 則

宮津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第27号

宮津市公印規則の一部を改正する規則

宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

住民基本台帳カード専用	を	住民基本台帳カード、通知カード及び個人番号カード専用	に改める。
-------------	---	----------------------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第28号

宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（昭和40年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「700万円」を「800万円」に改め、同条第 6 号中「300万円」を「500万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

宮津市訓令甲第 6 号

庁中一般
各 かい

宮津市職員衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年11月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市職員衛生管理規程の一部を改正する規程

宮津市職員衛生管理規程（昭和56年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「衛生管理者」の次に「、安全衛生推進者」を加える。

第 7 条の 2 の見出しを「安全衛生推進者等」に改め、同条第 1 項中「衛生」を「安全又は衛生」に、「衛生推進者」を「安全衛生推進者及び衛生推進者」に改め、同条第 2 項中「衛生推進者」を「安全衛生推進者及び衛生推進者」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 安全衛生推進者及び衛生推進者は、主任衛生管理者の指示を受け、法第10条第 1 項各号の業務（衛生推進者にとっては、衛生に係る業務に限る。）を行う。

第 9 条第 3 項中「衛生管理者」の次に「、安全衛生推進者」を加える。

第 10 条第 2 項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 安全衛生推進者

(5) 衛生推進者

第 10 条第 3 項中「 3 人」を「 2 人」に、「第 5 号」を「第 7 号」に改める。

第 20 条第 2 項及び第 23 条の 2 中「衛生管理者」の次に「、安全衛生推進者」を加える。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 7 号

庁中一般

各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 12 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和 60 年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（理事専決事項）

第 5 条の 2 理事限りで専決することができる事項は、別表 2 のとおりとする。

第 6 条中「別表第 2」を「前条に定める理事専決事項を除く事項のうち、別表第 3」に改める。

第 7 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 5 条の 2 関係）

理事専決事項

- 1 特定の重要事項（特に重要なものを除く。）の行政資料の調査及び企画に関すること。
- 2 所管する室間に関連する事項で、重要な事項（特に重要なものを除く。）に関する申請、照会、報告、回答、通知及び進達に関すること。
- 3 所管する室間に関連する事項に係る行政資料の調査及び企画に関すること。
- 4 所管する室間に関連する事項で、理事者会議に提出する議案に関すること。
- 5 財務に係るもののうち次に掲げる事項（所管する室に係る特定の事項に限る。）に関すること。
 - (1) 1 件 800 万円以下の収入の調定
 - (2) 1 件 500 万円以下の支出負担行為

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

告 示

宮津市告示第 136 号

平成 27 年 4 月 1 日付け宮津市告示第 79 号及び平成 27 年 7 月 1 日付け宮津市告示第 120 号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、氏名の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成 27 年 11 月 6 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 ミニストップ丹後由良店 店長 西 本 祥 子

変更後 ミニストップ丹後由良店 店長 山 下 一 樹

2 変更日

平成27年11月2日

* * *

宮津市告示第137号

平成27年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 期 日 平成27年11月30日

2 場 所 宮津市議会議事堂

公 告

宮津市公告第45号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成27年11月5日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃（円）	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500～20,300	2	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,700	1	3DK
東波路	宮津市字波路	22,100～43,500	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	26,600～52,200	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成27年11月9日（月）から平成27年11月20日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成28年1月8日（予定）

* * *

宮津市公告第46号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年11月18日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第47号

平成28年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成27年11月20日

宮津市長 井上正嗣

受験番号

A 1 0 0 5	A 1 0 0 9	A 1 0 1 1	A 1 0 1 2
A 1 0 2 4	A 1 0 2 5	A 1 0 2 8	
F 6 0 0 2	F 6 0 0 4		

* * *

宮津市公告第48号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成27年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成27年11月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日
平成27年11月25日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第20号

平成27年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月19日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

- 1 日 時 平成27年11月24日(火) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月20日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

- 1 縦覧の期間 平成27年12月 3 日から12月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の 1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農 業 委 員 会

〈 告 示 〉

宮津市農業委員会告示第13号
宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。
平成27年12月 1 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成27年12月 7 日 (月) 午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議第29号 農地法第 3 条の許可申請に係る許可について
議第30号 非農地証明について
議第31号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について
議第32号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について
* * *

宮津市農業委員会告示第14号
宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成27年12月 1 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程
宮津市農業委員会規程 (平成 8 年農委告示第 7 号) の一部を次のように改正する。
第 8 条中「別表第 3 副室長等共通専決事項」を「別表第 4 副室長等共通専決事項」に改める。
附 則
この規程は、告示の日から施行する。